

一般社団法人ドローン測量教育研究機構  
(DSERO) 認定資格試験のご案内

ドローン測量（管理士・技能士）  
新規登録の手引き（案）

2023年度版

一 般 社 団 法 人  
ドローン測量教育研究機構  
検 定 ・ 試 験 委 員 会

## 目 次

1. はじめに .....	1
2. 新規登録のながれ .....	2
3. 新規登録の手続きについて .....	3
1) 2023 年度試験合格者の資格登録申請 .....	3
2) 登録に必要な書類等 .....	4
3) 登録手数料 .....	5
4) 注意事項 .....	6
4. 資格登録証の付与について（検討中） .....	7
5. 資格登録証の再付与について .....	7
1) 再交付の申請 .....	7
2) 再交付に必要な書類等 .....	7
3) 再交付手数料 .....	7
6. 申請内容（登録事項）の変更について .....	8
1) 申請内容（登録事項）変更の申請 .....	8
2) 申請内容（登録事項）変更に必要な書類等 .....	8
3) 申請内容変更手数料等 .....	9
7. 資格登録の抹消・取り消し及び救済措置について .....	10
1) 資格登録を抹消される場合 .....	10
2) 資格登録を取り消される場合 .....	10
3) 資格登録の更新を忘れたため、抹消された場合 .....	10
8. 資格の更新について .....	11
9. 登録申請等の各種様式及び記入例 .....	11
10. 個人情報・機密情報の取り扱いについて .....	12
1) 個人情報の範囲 .....	12
2) 個人情報の利用目的 .....	12
3) 目的外利用の禁止 .....	12
4) 個人情報の取り扱い禁止 .....	12
5) 個人情報の管理 .....	12
6) 個人情報に関する苦情・相談、利用停止 .....	12
11. お問い合わせ先 .....	13
12. その他留意事項について .....	13

## 1. はじめに

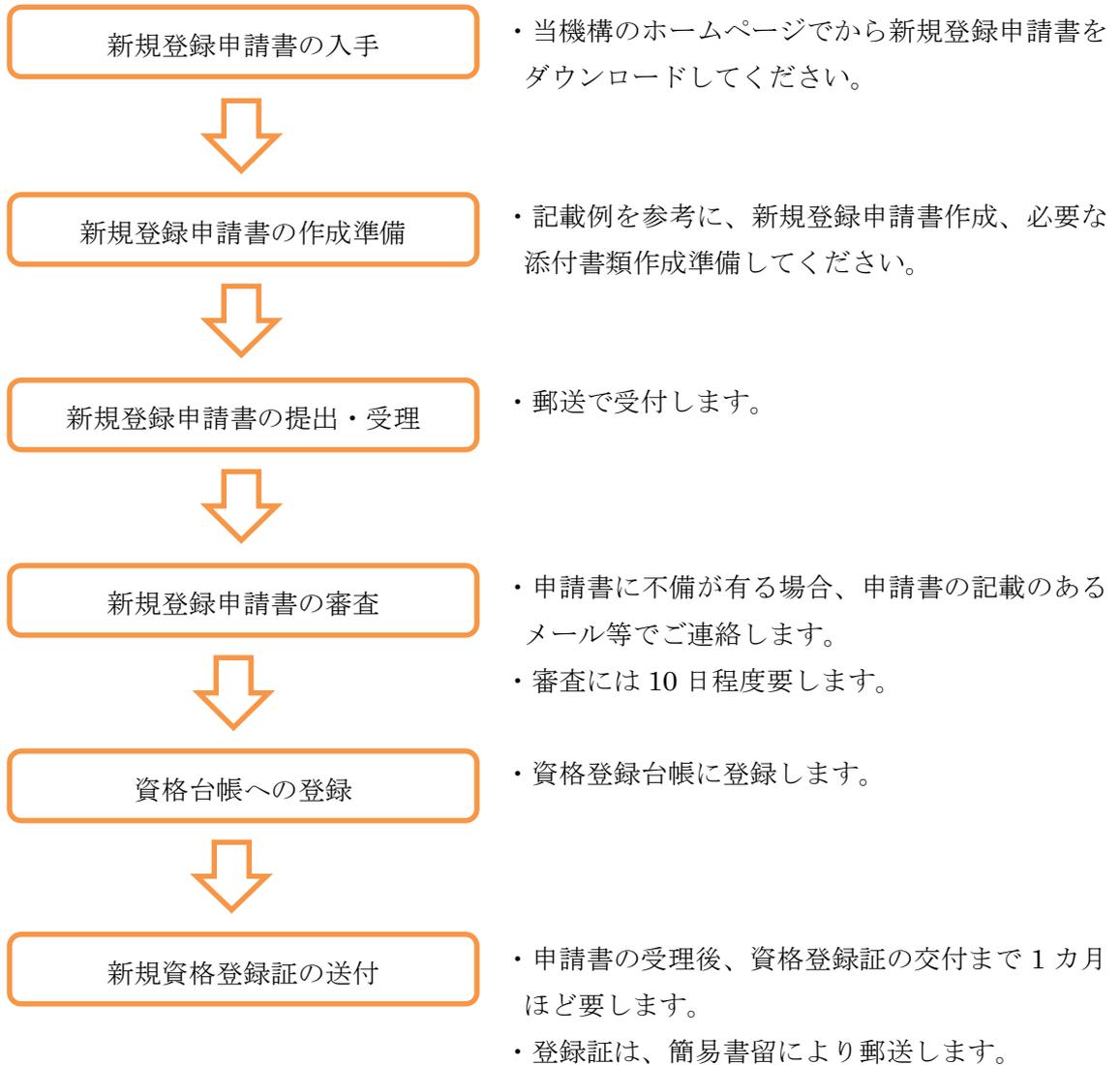
DSERO 認定試験第二次試験に合格された方が「管理士」「技能士」となるためには、一般社団法人「ドローン測量教育研究機構」に登録の申請を行い、「管理士」「技能士」登録簿に必要な事項の登録を受けなければなりません。

すなわち、「管理士」「技能士」第二次試験に合格しただけでは、「管理士」「技能士」の合格者であるだけです。この、合格者が、「管理士」「技能士」の認定資格者となるには登録が必要になります。

また、登録の有効期限を過ぎた場合も同様の扱いとなります。

## 2. 新規登録のながれ

「管理士」「技能士」の新規登録申請の手続きは、以下の流れで行います。



図－1 資格登録のフロー

### 3. 新規登録の手続きについて

本登録の手引きは、一般社団法人ドローン測量教育研究機構（以下 DSERO）の認定資格制度に基づき付与される「管理士」と「技能士」の資格登録に関するものです。

#### 1) 2023 年度試験合格者の資格登録申請

2023 年度「管理士」および「技能士」二次試験に合格された方は、合格から 4 年までの間に資格登録を申請することができます。登録手数料はそれぞれ 29,000 円（消費税込み）で、申請日に違いがあってもこの期間に申請した場合の資格登録日は、2023 年 4 月 1 日となり、有効期限は、2028 年 5 月 1 日までとします。

なお、登録費用と有効期限の考え方については、表－1 及び、表－2、図－2 を参考にしてください。

表－1 認定資格の登録及び有効期限

項 目		管理士	技能士
登録受付期間	前期合格	2023 年 9 月 1 日 ～ 2028 年 3 月 31 日	
	後期合格	2024 年 1 月 1 日 ～ 2028 年 3 月 31 日	
登録有効期限	前期・後期合格	2028 年 5 月 1 日（失効日 2028 年 5 月 1 日）	
登録手数料		29,000 円（消費税込み） <sup>注1、注2</sup>	

注 1：DSERO 個人会員登録をされた方の登録手数料は、20,000 円（消費税込み）とします。

注 2：二つ目の資格登録手数料は、10,000 円（消費税込み）とします。

※2023 年度における前期合格者とは、2023 年 8 月末日まで実施された 2 次面接の合格者をいい、後期合格者は、12 月末までに実施された 2 次面接の合格者をいいます

表－2 新規登録費用の支払いイメージ

	管理士	技能士	会員	登録料合計（円）	登録内容
登録項目	○	○	○	39,800	全ての項目を同時に登録する場合
登録料（円）	20,000	10,000	9,800		
登録項目	○		○	29,800	「管理士」と「会員」を同時に登録する場合
登録料（円）	20,000		9,800		
登録項目		○	○	29,800	「技能士」と「会員」を同時に登録する場合
登録料（円）		20,000	9,800		
登録項目	○	○		39,000	「管理士」と「技能士」を同時に登録する場合 （※1年間は準会員）
登録料（円）	29,000	10,000			
登録項目	○			29,000	「管理士」のみ登録する場合 （※1年間は準会員）
登録料（円）	29,000				
登録項目		○		29,000	「技能士」のみ登録する場合 （※1年間は準会員）
登録料（円）		29,000			
登録項目			○	9,800	「会員」のみ登録する場合
登録料（円）			9,800		



※ 登録日は申請月の1日としますが、失効日は2028年5月1日となります。

図-2 登録日および資格有効期限のイメージ図

登録手数料などを郵便または銀行にて払い込み、DSERO 認定資格登録申請書（様式第1号）（以下「登録申請書」）に必要事項を記入し、受領証等または明細票等（いずれもコピー可）を登録申請書の所定欄に貼り付けて簡易書留にて送付（提出）してください。

## 2) 登録に必要な書類等

- ① DSERO 認定資格登録申請書（様式第1号：両面または片面印刷）  
2種類の申請書があります。次の該当する様式を使用してください。
  - (1) 管理士資格登録希望の方 → 管理士資格登録申請書
  - (2) 技能士資格登録希望の方 → 技能士資格登録申請書
- ② 登録証明写真1枚（寸法は、横3.5cm×縦4.0cm程度、上三分身（胸から上）、正面、無帽、無背景のカラー写真。申請前6ヶ月以内に撮影したもので鮮明で変色の恐れのないもの。写真の裏面には氏名を記入し登録申請書表面に貼り付け）
- ③ 住民票の写し（コピー可）
- ④ 受領証等 または 明細票等（いずれもコピー可。登録申請書裏面に貼り付け）
- ⑤ DSERO 認定資格登録証（交付済みの方のみ）  
（※例えば管理士の登録者で新たに技能士の登録を申請される方は、登録証を返却してください。技能士の項目を追加します）

**【送付先】**

〒662-0099 兵庫県西宮市剣谷町12-15  
一般社団法人 ドローン測量教育研究機構 資格試験センター  
TEL : 0798-20-7342

**3) 登録手数料**

登録手数料は、「表-1 認定資格の登録及び有効期限」の内容を確認のうえ登録手数料29,000円(消費税込み)を次のとおり納付してください。なお、DSERO 個人会員の方、及び二つ目の資格登録手数料に関しては、表-1の注1、注2を確認のうえ納付してください。

**① 郵便局に備え付けの払込用紙を使用して振込みを行う場合**

郵便局窓口にて手続きをされる場合は、郵便局に備え付けの「電子払込請求書・電信振替請求書」に記号番号【14320-81614791】を記入のうえ、登録手数料を納付してください。

また、ゆうちょ口座を持っていたり、外部金融機関での振込の場合は、下記口座へ登録手数料を納付してください。振込みの手続きを行うと、窓口の場合は受領証等、ATMの場合は明細票等(振込者・振込先・金額・振込日の表示があるもの)が発行されますので、その原本(コピー可)を登録申請書の所定欄に貼り付けて下さい。

なお、郵便振込における振込手数料は申請者にてご負担ください。

**【お振込先】**

表-2 郵便振込の振込先口座

銀行名	ゆうちょ銀行
支店名	四三八(店番438)
預金種別	普通預金
口座 No.	8161479
口座名義人	一般社団法人 ドローン測量教育研究機構

**② 銀行に備え付けの払込用紙を使用して振込みを行う場合**

下記の口座へ登録手数料を納付してください。振込みの手続きを行うと、窓口の場合は受領証等、ATMの場合は明細票等(振込者・振込先・金額・振込日の表示があるもの)が発行されますので、その原本(コピー可)を登録申請書の所定欄に貼り付けて下さい。

なお、銀行振込における振込手数料は申請者にてご負担ください。

【お振込先】

表－3 銀行振込の振込先口座

銀行名	三菱 UFJ 銀行
支店名	夙川支店（店番 481）
預金種別	普通預金
口座 No.	0187632
口座名義人	一般社団法人 ドローン測量教育研究機構

4) 注意事項

- ① 登録申請書において必要事項の記載のない場合、また、以下の欠格事項に該当しないことの申し立てのない方は登録されません。虚偽の申請を行った場合は、登録を取り消すことがあります。
  - (1) 成年被後見人または被保佐人
  - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ② 資格試験に合格しても、登録をしていない場合は、本制度における資格の名称を使用することはできません。また管理データベースに登録された日から有効になります。登録年月日は登録証でご確認ください。
- ③ 試験に合格した日から4年を超えた場合は登録することができません。

#### 4. 資格登録証の付与について

登録の要件を満たしている方には、管理データベースへの登録後、DSERO 認定資格登録証（以下「登録証」）を交付し、登録申請書に記載された住所宛に送付します。

#### 5. 資格登録証の再付与について

##### 1) 再交付の申請

汚損、紛失等により登録証の再交付を申請する場合、再交付の届け出が必要となります。

（様式 第 2 号）

郵便振込または銀行振込にて、登録証再交付手数料 2,000 円（消費税込み）を払い込み、下記 2) に掲げる必要書類に必要事項をご記入のうえ、「3. 新規登録の手続きについて」(P.4)にある【送付先】に簡易書留にて送付してください。

##### 2) 再交付に必要な書類等

DSERO 認定資格登録証 再交付申請書（様式第 2 号）

2 種類の申請書があります。次の該当する様式を使用して下さい。

- (1) 管理士資格登録証の再交付 → 管理士資格登録証 再交付申請書
- (2) 技能士資格登録証の再交付 → 技能士資格登録証 再交付申請書

##### 3) 再交付手数料

資格登録証の再交付にあたり、郵便振込または銀行振込にて、登録証再交付手数料 2,000 円（消費税込み）を納付して下さい。

なお、郵便振込の際には払込取扱票の通信欄に登録番号と氏名を記入してください。（手書き可）。

また、郵便振込または銀行振込における払込手数料（振込手数料）は申請者にてご負担ください。

## 6. 申請内容（登録事項）の変更について

### 1) 申請内容（登録事項）変更の申請

以下の申請内容（登録事項）に変更が生じた場合、変更の届け出が必要となります。

（様式 第3号）

- ① 氏名
- ② 自宅住所
- ③ 自宅電話番号
- ④ 勤務先名称
- ⑤ 勤務先所在地
- ⑥ 勤務先電話番号
- ⑦ 連絡用メールアドレス
- ⑧ 書類の送付先

なお、①氏名の変更の場合には、登録証の再交付となることから、郵便振込または銀行振込にて、下記3)に掲げる申請内容変更手数料を払い込み、必要書類に必要事項をご記入のうえ、「3. 新規登録の手続きについて」(P.4)にある【送付先】に簡易書留にて送付してください。

### 2) 申請内容（登録事項）変更に必要な書類等

- ・①「氏名の変更」の場合
  - 1) 申請内容（登録事項）変更届（様式 第3号）
  - 2) (改名を証する) 戸籍抄本（コピー可）
- ・②～⑧の変更の場合<sup>注3</sup>
  - 1) 申請内容（登録事項）変更届（様式 第3号）

注3: 変更届（様式 第3号）に変更内容を記載し、「3. 新規登録の手続きについて: 4 頁」にある【送付先】にE-mailを用いて送信してください。

### 3) 申請内容変更手数料等

申請内容（登録事項）の変更にあたり、次のとおり納付して下さい。

①「氏名の変更」の場合

登録事項変更（無料）と登録証再交付手数料 2,000 円（消費税込み）

②～⑧の変更の場合

登録事項変更（無料）

なお、郵便振込の際には払込取扱票の通信欄に登録番号と氏名を記入してください。

郵便振込または銀行振込における払込手数料（振込手数料）は申請者にてご負担ください。

## 7. 資格登録の抹消・取り消し及び救済措置について

### 1) 資格登録を抹消される場合

以下の場合には資格登録が抹消されますのでご注意ください。

資格登録の抹消については、資格認定委員会の決定によることとし、登録を抹消した時は、遅滞なく本人に理由を付して文書により通知します。登録を抹消された方は、遅滞なく登録証を返納しなければなりません。

また、以下の④、⑤、⑥により登録を抹消された方は、抹消日から3年間は資格試験を受験すること及び資格を登録することができません。

- ① 登録の有効期間内に資格登録の更新をしなかったとき
- ② 本人から登録抹消の申請があったとき
- ③ 本人が死亡したとき
- ④ 以下に該当する事実が判明したとき
  - (1) 成年被後見人又は被保佐人
  - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ⑤ 登録証の改ざん、その他の不正使用をしたことが判明したとき
- ⑥ その他、資格の信用を著しく失墜する行為等があったことが判明したとき

### 2) 資格登録を取り消される場合

以下の場合には資格登録が取り消されますのでご注意ください。

資格登録の取り消しについては、資格認定委員会の決定によることとし、登録を取り消した時は、遅滞なく本人に理由を付して文書により通知します。登録を取り消された方は、遅滞なく登録証を返納しなければなりません。

また、以下により登録を取り消された方は、取消日から3年間は資格試験を受験すること及び資格を登録することができません。

資格試験、資格登録及び資格登録の更新に必要な書類等に虚偽があったことが判明したとき

### 3) 資格登録の更新を忘れたため、抹消された場合

資格登録の有効期間満了の翌日から1年以内に登録更新についての申請を行っていただくことで、登録の抹消を取り消し、再登録をいたします。なお、この場合の新たな有効期間は、通常の登録更新手続きを行った場合と同じになります。

## 8. 資格の更新について

各種資格は、本手引きの3章1)表-1の登録有効期限を超える前に更新の手続きが必要となります。詳細は、「更新の手引き」<sup>注4</sup>に記載しています。なお、資格の更新には、はがきによる「資格更新」のご案内を予定しております。

注4：「更新の手引き」は、2023年度案を掲示

## 9. 登録申請等の各種様式及び記入例

資格登録の各種様式集は以下のホームページからダウンロードできます。また、資格登録の各種様式の記入例もホームページからダウンロードできますので、参考にしてください。

<http://dsero.org/>

### 【管理士】

様式 第1号：管理士資格登録申請書（表面・裏面）

様式 第2号：管理士資格登録証 再交付申請書

様式 第3号：申請内容（登録事項）変更届

### 【技能士】

様式 第1号：技能士資格登録申請書（表面・裏面）

様式 第2号：技能士資格登録証 再交付申請書

様式 第3号：申請内容（登録事項）変更届

## 10. 個人情報・機密情報の取り扱いについて

当機構では、資格試験の受験者、セミナーの受講者の皆様から個人情報をお預かりしております。これらの個人情報の取り扱いにつきましては、目的外利用を禁止し適切に管理します。

### 1) 個人情報の範囲

当機構で実施される試験・セミナーで取り扱われる、個人を特定できる情報を範囲とします。

### 2) 個人情報の利用目的

当機構の事業活動の過程で取得した個人情報は、利用目的をできる限り特定し、目的達成に必要な限度内で取扱います。

### 3) 目的外利用の禁止

当機構は、ご本人による事前の同意を得ることなく上記の利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うこと（目的外利用）はいたしません。

### 4) 個人情報の取り扱い禁止

当機構は、特定機微な個人情報は、原則としてこれを取得・利用・提供しません。

### 5) 個人情報の管理

- ① 当機構は、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理します。
- ② 当機構は、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩などを防止するため、不正アクセス、コンピュータウイルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講じます。

### 6) 個人情報に関する苦情・相談、利用停止

ご本人から、登録されている個人情報について苦情・相談があった場合は、迅速かつ適切に対応いたします。

当機構が保有する個人情報の取り扱い、および苦情・相談に関するお問い合わせ先、並びに個人情報保護に関するお問い合わせ先は、以下のとおりです。

#### 【個人情報保護担当窓口】

〒662-0099 兵庫県西宮市剣谷町1-2-15

一般社団法人 ドローン測量教育研究機構 事務局

E-mail : [info@dsero.org](mailto:info@dsero.org)

## 1.1. お問い合わせ先

資格の新規登録に関する問合せは、以下にメールにてお願いします。

### 【お問い合わせ先】

〒662-0099 兵庫県西宮市剣谷町1-2-15

一般社団法人 ドローン測量教育研究機構 資格試験センター

E-mail : [info@dsero.org](mailto:info@dsero.org)

## 1.2. その他留意事項について

※ 本資料は、予告なく修正されることがあります。最新の情報は、ホームページをご確認ください。

一般社団法人 ドローン測量教育研究機構 ホームページ  
(<http://dsero.org/>)

第11版 2023年2月作成